

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 健康福祉本部母子保健福祉課

法令名	児童福祉法	法令の番号	昭和22年法律第164号
不利益処分の種類	診療報酬の支払いの一時差し止め	根拠条項	第21条の4第2項
処分基準	児童福祉法第21条の4第2項の規定のとおりである。		
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 母子保健福祉課	交付機関 母子保健福祉課
			目次 NO
			1